

重要里地里山及び重要湿地における絶滅危惧種についての 情報拡充手法検討等業務

◆業務の背景と概要

環境省では、「生物多様性保全上重要な里地里山」（以下「重要里地里山」という。）や「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（以下「重要湿地」という。）を、専門家や関係自治体の意見などをもとに選定し、普及・啓発に取り組んできた。一方、多くの絶滅危惧種が里地里山や湿地に分布し、里地里山等が有する二次的自然に依存しているが、人口減少、社会構造の変化等に伴い、自然に対する働きかけが縮小する中で、生息・生育環境が悪化した種が増えている。

このような状況を踏まえ、里地里山・湿地における絶滅危惧種等の生息・生育地の維持・管理が重要であるが、効率的・効果的に絶滅危惧種の保全を進めていくためには、重要里地里山や重要湿地に生息・生育する絶滅危惧種の詳細情報を拡充することが必要であり、更には個々の種ではなく複数の種が集中的に分布する地域（以下「分布重要地域」という。）を明らかにすることが重要である。

本業務では、重要里地里山や重要湿地に関する情報拡充やこれらの地域の中でも特に絶滅危惧種の保全を図るべき分布重要地域の抽出手法の検討や調査計画の作成を目的に、各分野の有識者から知見を聴取する合同ヒアリングの開催、試行調査として、関東7都県の海域を除く選定地域を対象に、生物分類群（哺乳類、鳥類、爬虫類・両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、その他無脊椎動物）ごとの有識者にヒアリング等を実施した。

調査を通じて、都県による重要里地里山や重要湿地への意気込みの違いを感じるとともに、各地域で活動している生物分類群ごとの有識者の保全への熱意に心打たれることが多かった。

（参考）「重要里地里山」及び「重要湿地」について

【生物多様保全上重要な里地里山(略称「重要里地里山」)】

■選定の概要

○生物多様性保全に取り組むことが国家的・社会的課題とされる中、国土の生物多様性保全の観点から重要な二次的自然地域を明らかにし、多様な主体による保全活用の取組が促進されることを目的として、平成27年度に500箇所を選定。

■選定方法

○全国規模の既存調査データの分析及び多様な情報(にほんの里100選、モニ1000里地調査サイト、地方公共団体への照会等)の集約により、広く候補地を抽出・整理。それらについて、地方別に、専門的見地に基づく検討・精査を行い、各候補地の生物多様性の状況の確認・評価、選定地の確定を行った。

■選定基準

○里地里山の生物多様性の状況を評価するため、「生態系」「生物相」「生態系ネットワークの形成」という観点から、3つの選定基準と9つの指標を設定。
○各基準を満たす条件は、基準ごとの指標のうち、いずれかひとつの該当する場合とし、3つの基準のうち、2つ以上の基準に該当する地域を選定した。

基準1	多様で優れた二次的自然環境を有する ～土地としての重要性・特異性をみるための評価軸～ 指標①小規模で脆弱な二次的自然地域／指標②二次草原 指標③氾濫原・谷津田等の低地・湿地／指標④土地利用のモザイク性
基準2	里地里山に特有で多様な野生動物の生息・生育 ～生物多様性の現状をみるための評価軸～ 指標⑤より多くの動物が生息／指標⑥より多くの植物が生育 指標⑦里地里山に依存性の高い動物が生息※／指標⑧里地里山に依存性の高い植物が生育※ ※対象種が1種以上生息・生育
基準3	生態系ネットワークの形成に寄与する ～生態系ネットワーク構築にかかる評価軸～ 指標⑨生態系ネットワークの形成において重要

<整理されている情報の特徴>

- *里地里山は、地域の主体的な取組が重要な役割を担うことから、選定地域の属性情報(取組状況、活動主体、関連施策等)を整理。
- *基準2にかかる生物情報は、絶滅危惧種・普通種問わず、各分野の専門家に「里地里山に特徴的な種」を抽出いただき、分布データ(主に2次メッシュレベル)をもとに情報を整理。



【生物多様保全上重要な湿地(略称「重要湿地」)】

■選定の概要

○湿原・干潟等の湿地の減少や劣化に対する国民的な関心の高まり、ラムサール条約における湿地定義の広がりを受け、ラムサール条約登録に向けた礎とすることや生物多様性の観点から重要な湿地を保全することを目的に平成13年に500箇所を選定。平成26年度より見直しを行い、全633箇所を選定。

■選定方法

○湿地に係る分野毎の専門家(数百人)からのヒアリングを実施し、分野毎に全国的視点から重要性を評価し、候補地を抽出・整理。それらについて、都道府県の担当部局への照会・確認、生物の生息状況等の詳細整理を経て、「日本の重要湿地500」として公表。

○新たに知見の得られた重要な湿地や消滅した湿地等、現在の日本の湿地の現状を調査し、生物多様性保全や自然再生等の観点から有識者の意見などを踏まえて、「日本の重要湿地500」の見直しを行った。

■選定基準

○「共通の選定基準」に加え、検討委員により生物分類群※毎の選定の考え方を整理し、情報提供者や地方公共団体等から提供された知見や情報に基づき選定。

基準1	湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・砂浜・マングローブ湿地、葦場、サンゴ礁等の生態系のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合
基準2	希少種、固有種等が生息・生育している場合
基準3	多様な生物相を有している場合(ただし、外来種を除く)
基準4	特定の種の個体群のうち、相当な割合の個体数が生育・生息する場合
基準5	生物の生活史の中で不可欠な地域(採餌場、繁殖場等)である場合

※生物分類群

(1) 湿原植物	(5) 水草	(9) 湿地性鳥類	(13) 昆虫類
(2) マングローブ	(6) 淡水藻類	(10) 淡水魚類	(14) 甲殻類
(3) 海草・海藻	(7) シギ・チドリ類	(11) 爬虫両生類	(15) 淡水貝類
(4) 道産ワンド	(8) ガンカモ類	(12) ウミガメ	(16) 原生動物



<整理されている情報の特徴>

- *分野(分類群)ごとに重要と評価される地域を抽出し、分野の重なりが多い地域を候補地・選定地として整理。整理された生物情報は限定的だが、確度が高い。
- *ラムサール条約の潜在的な候補地を選定する際や、環境アセスメントの基礎資料として活用された事例も多い。